

【記載例①-1】監理技術者を配置した場合

建設業の許可票				
商号又は名称		〇〇〇〇建設株式会社		
代表者の氏名		代表取締役 〇〇 〇〇		
① ↑ 監理	技術者の氏名	専任の有無	水道 太郎	② ↓ 専任
	資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士 ← ③	第00000000号 ← ④
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業		
許可を受けた建設業		水道施設工事業 土木工事業 とび・土木工事業 舗装工事業 ← ⑤		
許可番号		⑥ → 国土交通大臣 知事 許可(特-23)第 99999号		
許可年月日		平成 or 令和 〇〇年 〇〇月〇〇日 ← ⑦		

【注意事項】

- ①監理・主任の区分を記載：監理技術者を配置した場合は「監理」と記載する。
- ②「専任」又は「空白」。例：監理技術者を配置した場合は「専任」と記載する。「元請・下請ともに、請負金額4,500万円以上（建築一式は9,000万円）」では、主任技術者を配置した場合でも「専任」と記載する。それ以外は「空白」とし、記載する必要はない。
- ③資格名を記載：「1級〇〇士」「2級〇〇士」「実務経験者」等から該当資格名を記載する。「記載例は、1級土木施工管理技士で記載。」
- ④監理技術者を配置した場合のみ記載：監理技術者資格者証交付番号を記載する(土木施工管理技士の交付番号ではない)主任技術者の場合は「空白」。
- ⑤当該工事現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業のみを記載する（建設業者が受けている建設業の許可を全て記入しなくて良い）。
- ⑥大臣・知事はいずれかの許可番号を記載する（不要のものを消去）。
- ⑦最新の許可年月日※を記載する（許可切れに注意）。※建設業許可通知書に記載された許可の有効期間の開始の日
- ※公衆の見やすい場所に、規定の寸法（H25cm以上×W35cm以上）での掲示が必要。（建設業法第40条、建設業法施行規則第25条及び様式第29号）

【記載例①-2】主任技術者を配置した場合「元請 請負金額4,500万円以上（建築一式は9,000万円）」

建設業の許可票				
商号又は名称		〇〇〇〇建設株式会社		
代表者の氏名		代表取締役 〇〇 〇〇 ② ↓		
主任 ↑ ①	技術者の氏名	専任の有無	水道 太郎 専任	
	資格名	資格者証交付番号	10年以上の実務経験 ← ③	← ④
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業		
許可を受けた建設業		水道施設工事業 土木工事業 とび・土木工事業 舗装工事業 ← ⑤		
許可番号		⑥ → 国土交通大臣 〇〇県知事 許可(特-23)第 99999号		
許可年月日		平成 or 令和 〇〇年 〇〇月〇〇日 ← ⑦		

【注意事項】

- ①監理・主任の区分を記載：主任技術者を配置した場合は「主任」と記載する。
- ②「専任」又は「空白」。例：監理技術者を配置した場合は「専任」と記載する。「元請・下請ともに、請負金額4,500万円以上（建築一式は9,000万円）」では、主任技術者を配置した場合でも「専任」と記載する。それ以外は「空白」とし、記載する必要はない。
- ③資格名を記載：「1級〇〇士」「2級〇〇士」「実務経験者」等から該当資格名を記載する。「記載例は、10年以上の実務経験で記載。」
- ④監理技術者を配置した場合のみ記載：監理技術者資格者証交付番号を記載する(土木施工管理技士の交付番号ではない)主任技術者の場合は「空白」。
- ⑤当該工事現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業のみを記載する（建設業者が受けている建設業の許可を全て記入しなくて良い）。
- ⑥大臣・知事はいずれかの許可番号を記載する（不要のものを消去）。
- ⑦最新の許可年月日※を記載する（許可切れに注意）。※建設業許可通知書に記載された許可の有効期間の開始の日
- ※公衆の見やすい場所に、規定の寸法（H25cm以上×W35cm以上）での掲示が必要。（建設業法第40条、建設業法施行規則第25条及び様式第29号）

【記載例①-3】主任技術者を配置した場合（元請 請負金額4,500万円未満）

建設業の許可票				
商 号 又 は 名 称		〇〇〇〇建設株式会社		
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 〇〇 〇〇		
主任 ↑ ①	技術者の氏名	専任の有無	水道 太郎 ← ②	
	資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士 ← ③	← ④
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業		
許可を受けた建設業		水道施設工事業 土木工事業 とび・土木工事業 舗装工事業 ← ⑤		
許可番号		⑥ → 国土交通大臣 〇〇県知事 許可(特-23)第 99999号		
許可年月日		平成 or 令和 〇〇年 〇〇月〇〇日 ← ⑦		

【注意事項】

- ①監理・主任の区分を記載：主任技術者を配置した場合は「主任」と記載する。
- ②「専任」又は「空白」。例：監理技術者を配置した場合は「専任」と記載する。「元請・下請ともに、請負金額4,500万円以上（建築一式は9,000万円）」では、主任技術者を配置した場合でも「専任」と記載する。それ以外は「空白」とし、記載する必要はない。
- ③資格名を記載：「1級〇〇士」「2級〇〇士」「実務経験者」等から該当資格名を記載する。「記載例は、1級土木施工管理技士で記載。」
- ④監理技術者を配置した場合のみ記載：監理技術者資格者証交付番号を記載する(土木施工管理技士の交付番号ではない)主任技術者の場合は「空白」。
- ⑤当該工事現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業のみを記載する（建設業者が受けている建設業の許可を全て記入しなくて良い）。
- ⑥大臣・知事はいずれかの許可番号を記載する（不要のものを消去）。
- ⑦最新の許可年月日※を記載する（許可切れに注意）。※建設業許可通知書に記載された許可の有効期間の開始の日
- ※公衆の見やすい場所に、規定の寸法（H25cm以上×W35cm以上）での掲示が必要。（建設業法第40条、建設業法施行規則第25条及び様式第29号）

【記載例①-4】兼務の主任技術者又は監理技術者を配置した場合（専任特例 1 号）

建設業の許可票				
商 号 又 は 名 称		〇〇〇〇建設株式会社		
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 〇〇 〇〇		
主任又は 監理 ↑ ①	技術者の氏名	専 任 の 有 無	水道 太郎	② ↓ 非専任 (情報通信技術利用)
	資 格 名	資 格 者 証 交 付 番 号	1級土木施工管理技士 ← ③	第00000000号 ← ④
一 般 建 設 業 又 は 特 定 建 設 業 の 別		特定建設業		
許 可 を 受 け た 建 設 業		水道施設工事業 土木工事業 とび・土木工事業 舗装工事業 ← ⑤		
許 可 番 号		⑥ → 国土交通大臣 〇〇県知事 許可(特-23)第 99999号		
許 可 年 月 日		平成 or 令和 〇〇年 〇〇月〇〇日 ← ⑦		

【注意事項】

- ①監理・主任の区分を記載：監理技術者を配置した場合は「監理」、主任技術者を配置した場合は「主任」と記載する。
- ②「専任」又は「空白」。例：法第26条第3項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載する。それ以外は「空白」とし、記載する必要はない。
- ③特例監理技術者の資格名を記載：1級国家資格、国土交通大臣特別認定者等から該当資格名を記載する。「記載例は、1級土木施工管理技士で記載。」
- ④監理技術者を配置した場合のみ記載（監理技術者の交付番号）：監理技術者資格者証交付番号を記載する（土木施工管理技士の交付番号ではない）。
- ⑤当該工事現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業のみを記載する（建設業者が受けている建設業の許可を全て記入しなくて良い）。
- ⑥大臣・知事はいずれかの許可番号を記載する（不要のものを消去）。
- ⑦最新の許可年月日※を記載する（許可切れに注意）。※建設業許可通知書に記載された許可の有効期間の開始の日
- ※公衆の見やすい場所に、規定の寸法（H25cm以上×W35cm以上）での掲示が必要。（建設業法第40条、建設業法施行規則第25条及び様式第29号）

【記載例①-5】兼務の監理技術者を配置した場合（専任特例2号）

建設業の許可票				
商号又は名称		〇〇〇〇建設株式会社		
代表者の氏名		代表取締役 〇〇 〇〇		
① ↑ 監理技術者の氏名	専任の有無	水道 太郎	② ↓ 非専任 (監理技術者を補佐する者を配置)	
	資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士 ← ③	第00000000号 ← ④
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業		
許可を受けた建設業		水道施設工事業 土木工事業 とび・土木工事業 舗装工事業 ← ⑤		
許可番号		⑥ → 国土交通大臣 〇〇県知事 許可(特-23)第 99999号		
許可年月日		平成 or 令和 〇〇年 〇〇月〇〇日 ← ⑦		

【注意事項】

- ①監理・主任の区分を記載：監理技術者を配置した場合は「監理」と記載する。
- ②「専任」又は「空白」。例：法第26条第3項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載する。（監理技術者補佐の名前は記載しない）。
- ③特例監理技術者の資格名を記載：1級国家資格、国土交通大臣特別認定者等から該当資格名を記載する。「記載例は、1級土木施工管理技士で記載。」
- ④監理技術者を配置した場合のみ記載（監理技術者の交付番号）：監理技術者資格者証交付番号を記載する(土木施工管理技士の交付番号ではない)。
- ⑤当該工事現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業のみを記載する（建設業者が受けている建設業の許可を全て記入しなくて良い）。
- ⑥大臣・知事はいずれかの許可番号を記載する（不要のものを消去）。
- ⑦最新の許可年月日※を記載する（許可切れに注意）。※建設業許可通知書に記載された許可の有効期間の開始の日
- ※公衆の見やすい場所に、規定の寸法（H25cm以上×W35cm以上）での掲示が必要。（建設業法第40条、建設業法施行規則第25条及び様式第29号）